

令和8年度すだちくん「とくしま魅力」発信事業  
受託者募集要項

1 目的

徳島県公式マスコット「すだちくん」について、イベント出演時に集客力のあるパフォーマンスを行うことにより「すだちくん」の魅力向上を図り、徳島県の知名度向上及びイメージアップにつなげる。この業務を受託する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うため、公募型プロポーザルにより企画提案を募集する。

2 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和8年度すだちくん「とくしま魅力」発信事業

(2) 委託業務の内容

令和8年度すだちくん「とくしま魅力」発信事業 仕様書のとおり。

(3) 業務実施場所

東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県内とする。費用の見積書には業務実施場所への交通費を含めること。契約締結後に、これら以外の地域で出演を依頼する場合は、事業者と費用等について協議を行う。

(4) 委託業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

2,200,000円（交通費を含む）

3 事業者の参加資格要件

委託にあたっては、プロポーザルを実施することとし、応募できる者は、次の

(1)～(9)の要件をすべて満たす者とする。なお、(3)、(4)及び(5)

④の要件については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）でないこと。

(4) 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある者でないこと。

(5) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人でないこと。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ④ 暴力団の構成員等
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- (8) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

#### 4 応募方法

##### (1) 提出書類及び部数

次の書類等を作成し、提出すること。

内 容	大きさ	部数
① 参加表明書（様式第1号）	A4判	1
② 会社等の概要（様式第2号） ・ 法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、 個人事業者の場合は個人事業開始届のコピー ・ 会社概要が分かる書類 ・ 直近の決算書	A4判	1
③ 企画提案書（様式第3号）	A4判	1
④ 本事業に対する実施体制（様式第4号）	A4判	1
⑤ ステージ企画及びPR方法の内容（様式第5号）	A4判	1
⑥ 委託業務に係る経費の見積書（様式第6号）	A4判	1
⑦ 過去の実績（着ぐるみイベント等）（任意様式）	任 意	1

(2) 提出期限

- ① 4 (1) ①参加表明書 (様式1号)

令和8年4月2日(木) 午後5時必着

- ② 4 (1) ②会社等の概要 (様式第2号) ~⑦過去の実績 (着ぐるみイベント等)

令和8年4月6日(月) 午後5時必着

(3) 提出方法

持参、郵送 (書留郵便) とする。

(4) 企画提案書の取扱い

- ① 提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。  
② 提出された書類は返却しない。  
③ 提出された書類は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

(5) 企画提案書作成に当たっての留意点

- ① 提案書は1社1案とする。  
② 別添「仕様書」に基づき作成すること。

(6) 次に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ① 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合  
② 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合  
③ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合  
④ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合

(7) この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

(8) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(9) 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。

## 5 提案者の選定

(1) 選定委員会の設置

徳島県東京本部内に設置する選定委員会において、事業者に対し直接ヒアリング審査を行うほか、必要に応じて着ぐるみ演技の審査を行うこととし、企画提案内容を総合的に評価し、1社を選定する。

(2) 選定基準

次の項目により評価する。ただし、評価基準の配点等に関する質問は受け付けない。

選 定 項 目	
提案内容の実現性	事業が遂行できる組織、管理運営体制となっているか
総合的な企画力	事業の趣旨を踏まえた企画、演技力があるか
見積価格	積算に妥当性があるか
過去の実績等	着ぐるみイベント等の有無

※着ぐるみ演技の審査を実施する場合は選定項目に「演技力」が追加になる。

- (3) 選定結果については、企画提案書提出者全員に通知する。ただし、選定の経緯については公表しない。
- (4) 選定結果に対する異議申立ては受理しない。

## 6 応募のスケジュール

委託業務の応募スケジュールは、次のとおりを予定している。

令和8年3月23日（月）	募集開始、質問受付
令和8年4月2日（木）	参加表明書、質問受付終了
令和8年4月6日（月）	企画提案書等提出期限
令和8年4月上旬～中旬	事業者ヒアリング、選定委員会
令和8年4月中旬	契約締結、業務開始

注：事業者の応募状況によりこのスケジュールは変更することがある。

## 7 本事業における質疑応答

### (1) 質問の受付期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月2日（木）午後5時まで

### (2) 質問の提出

質問は文書によるものとし、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出すること。ファクシミリ、電子メールいずれの場合も、電話により着信の確認を行うこと。

### (3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、企画提案書の提出状況や積算に関する内容は受け付けない。

### (4) 質問に関する回答

参加表明書を提出した者に対し、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により回答する。

－問合せ先及び各種書類の提出先－

徳島県東京本部

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館14階

電話番号 03-5212-9022

ファクシミリ 03-5212-9023

E-mail [tokyohonbu@pref.tokushima.lg.jp](mailto:tokyohonbu@pref.tokushima.lg.jp)

# 仕 様 書

## 1 委託業務の名称

令和8年度すだちくん「とくしま魅力」発信事業

## 2 委託業務の目的

徳島県公式マスコット「すだちくん」（詳細は「すだちくんオフィシャルサイト」<https://sudachikun.jp/>を参照のこと。）について、イベント出演時等に集客力のあるパフォーマンスを行い、イベントの集客数増加及び「すだちくん」自身の魅力向上により、徳島県及び徳島県産品の認知度向上、イメージアップを図る。

## 3 委託業務の内容等

### (1) 全般事項

徳島県の出演要請に応じ、「すだちくん」の演技者及び補助者を各1名手配する。ただし、出演内容により演技者のみの派遣を要請する場合がある。その場合は事業者と費用等について協議を行う。

イベント時においては、イベントの準備、片付け等の作業補助も行う場合がある。なお、「すだちくん」の演技者と補助者は、互いに入れ替わって出演することが可能であること。

「1日」業務は、拘束時間8時間以内（休憩時間含む）とする。なお、業務時間には出演場所への移動時間は含めない。拘束時間が8時間を超過した場合は、事業者と費用等について協議を行う。

### (2) 「すだちくん」の着ぐるみについて

#### ア 保管管理等について

保管管理、メンテナンス、及びイベント会場への配送は徳島県が行う。ただし、出演を要請したイベント時における着ぐるみの保管管理、後片付けについては事業者が行う。

#### イ 着ぐるみの種類について

従来型着ぐるみ及びエアー着ぐるみの2種とする。

### (3) 「すだちくん」の演技について

イベント等において、「すだちくん」として演技（しゃべらずジェスチャーのみ）を行う。「すだちくん」は徳島県公式マスコットであることを十分理解し、それにふさわしい演技を行うこと。

#### ア 従来型着ぐるみの演技について

- ・ステージの集客を図るため、着ぐるみを装着しての「すだちくんダンス」（詳細は「すだちくんオフィシャルサイト」<https://sudachikun.jp/>を参照のこと。）及び「阿波おどり」が可能であること。
- ・演技が連続20分程度可能である体力を有し、身長は165cm以下が望ましい。

イ エアー着ぐるみの演技について

- ・エアー着ぐるみの可動範囲内において「すだちくん」にふさわしいジェスチャーを行うこと。
- ・演技が30分程度可能である体力を有し、身長は165cm以下が望ましい。

(4) 「すだちくん」の補助について

ア ステージ上で「すだちくん」と掛け合いを行い、徳島県のPR等も交えながら、楽しいトークや動きで客を引きつけるステージ演技を行う。また、イベントによっては、すだちくんの紹介を行うこともある。

イ 「すだちくん」の介添えを行い、段差や人混みなどでもスムーズに移動できるように補助する。

(5) 出演回数及び出演場所について

出演回数は1回「1日」と換算し、50日程度を見込む。ただし、1日に異なるイベントでの出演がある場合は、それぞれのイベント出演毎に1日とカウントする。50日に満たない場合又は超過する場合は、事業者と費用等について協議を行う。

出演場所は東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県内とする。これら以外の地域で出演を依頼する場合は、事業者と費用等について協議を行う。

(6) 報告書について

出演毎に報告書を提出することとする。報告書には写真を添付し、現場の雰囲気やすだちくんの演技が伝わるようなものを載せること。また、事故や改善事項があった場合は不足無く報告書に記載すること。

4 委託契約について

- (1) 「すだちくん」の演技者についての情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。